

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)
実施機関請求者 千
住所又は居所
ふりがな
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1	請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
2	本人確認等	(1) 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
		(2) 請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
		(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の ^{ふりがな} 氏名 ウ 本人の住所又は居所
		(4) 代理人の請求資格確認書類 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
3	希望する開示の実施方法 ※任意記載	(1) いずれかを選択してください。 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ 視聴・聴取 (2) 写しの交付を希望する場合には、その方法等についても記載してください。 ア 写しの郵送 ☐ 希望する ☐ 希望しない →開示の実施希望日 ☐ 開示決定日以降 ☐ イ 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐ 希望する ☐ 希望しない ※保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合に限りです。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定通知書 年 月 日 様 実施機関 印 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。	
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	
備 考	

注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	
備 考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市長**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市長**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の開示決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第5条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の開示決定等の期限	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日 ※この日までに、可能な部分について開示決定等を行います。
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
備 考	

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
本件開示請求に係る開示決定等については、移送先の行政機関等において行われます。

移送した事案に係る 保有個人情報の名称等	
移送先の行政機関の 長等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

意見照会書 年 月 日 様 実施機関 印 あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。 つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	(電話番号)
備 考	

意見照会書

年 月 日

様

実施機関



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定の適用理由	(適用区分) ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
意見書の提出先	(電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)
実施機関

ふ り が な
氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有
個人情報の名称等

開示についての意見

☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。

☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。

(1) 支障（不利益）がある部分

(2) 支障（不利益）の具体的理由

連 絡 先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定に係る通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました、あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)
実施機関

〒
住所又は居所
氏^{ふりがな} 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報 (一部) 開示決定 通知書の 番号等	日 付： _____ 年 月 日 文書番号： _____ 第 _____ 号
2 希望する開 示の実施方法	(1) 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部 (_____) (2) 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部 (_____) ア 写しの郵送 ☐ 希望する ☐ 希望しない イ 電磁的記録媒体による写しの交付 ☐ 希望する ☐ 希望しない ※保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合に限りです。 (3) 視聴・聴取 ☐ 全部 ☐ 一部 (_____)
3 開示の実施 を希望する日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)
実施機関請求者 〒
住所又は居所
ふりがな
氏 名
電話番号

名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
2 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
3 本人確認等	(1) 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	(2) 請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人の ^{ふりがな} 氏名 ウ 本人の住所又は居所
	(4) 代理人の請求資格確認書類 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおりその一部について訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
一部について訂正を しないこととした理 由	
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市長**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
備 考	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市長**に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長前の訂正決定等 の期限	年 月 日
延 長 後 の 期 間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	
備 考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長前の訂正決定等 の期限	年 月 日
訂正決定等をする期 限	年 月 日
法第95条の規定（訂 正決定等の期限の特 例）を適用する理由	
備 考	

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。
本件訂正請求に係る訂正決定等については、移送先の行政機関等において行われます。

移送した事案に係る 保有個人情報の名称等	
移送先の行政機関の 長等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

保有個人情報の訂正に係る通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、年 月 日付けで次のとおり訂正をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)
実施機関請求者 千
住所又は居所
ふりがな
氏 名
電話番号

名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
2 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
3 本人確認等	(1) 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	(2) 請求者の本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 イ 本人のふりがな氏名 ウ 本人の住所又は居所
	(4) 代理人の請求資格確認書類 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市長**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおりその一部について利用停止をすることと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
一部について利用停 止をしないこととし た理由	
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市長**に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、**名古屋市**長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（**市長**が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の利用停止決 定等の期限	年 月 日
延 長 後 の 期 間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	
備 考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の利用停止決定等の期限	年 月 日
利用停止決定等をする期限	年 月 日
法第103条の規定 （利用停止決定等の 期限の特例）を適用 する理由	
備 考	

審議会諮問通知書 年 月 日 様 印 開示決定等 訂正決定等 利用停止決定等 年 月 日付けの開示請求に係る不作為 訂正請求に係る不作為 利用停止請求に係る不作為 に係る審査請求について、次のとおり名古屋市個人情報保護審議会に諮問をしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。	
保有個人情報の名称等	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	(電話番号)
備考	